社会福祉法人宇佐市社会福祉協議会福祉バス運行規程（抜粋版）

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人宇佐市社会福祉協議会（以下「社協」とい

う。）が所有するマイクロバス（以下「福祉バス」という。）の運行について

必要な事項を定め、宇佐市の福祉団体の健全育成と地域福祉活動の活性化を

図ることを目的とする。

（利用範囲）

第３条　福祉バスを利用範囲については、次の各号によるものとする。

　（１）福祉事業に参加する者の移送等のために使用する場合

　（２）福祉団体の研修またはこれに準ずる行事等に使用する場合（観光目的

を除く）

　（３）地域福祉や社会福祉事業を目的とする行事に使用する場合

　（４）その他、会長が適当と認めた場合

（運行日及び運行時間）

第４条　運行日は、年末年始（１２月２９日から１月３日）、並びに法定点検日及び修理に要する日を除く日とし、使用時間は、午前８時から午後６時までとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（運行の制限）

第５条　福祉バスの使用基準は、原則として、次の各号によるものとする。

　（１）宿泊を伴う運行は認めない

　（２）乗車は１５名以上とする

　（３）目的地までの片道の走行距離が１３０キロメートル以内とする

　（４）乗車定員は２７名で、高速道を利用する場合は２１名とする

　（５）使用後の燃料代を本会は立て替えないので、使用団体が出発地に近い給油所で現金給油すること

（６）高速道でETCを利用する場合、福祉バスに設置しているETC本体の

使用は許可するが、ETCカードは使用団体が準備すること

　（７）運行途中で申込みと異なる行先の変更は認めない

（８）利用団体が利用申込み前に社協の許可を得ず直接運転手と日程等の交

渉をすることは認めない。

　（９）その他会長が適当と認めたとき

（利用申込み）

第６条　福祉バスの利用を希望する団体は、この規程及び旅客、貸切バス業と

しての運行ではないことを理解したうえで、利用日の３ヶ月前から１ヶ月の

期間において、別紙「福祉バス使用申込書」に必要事項を記載し提出するものとする。

（１）電話による空き状況の確認及び仮申込みも３ヶ月前からとする

（２）年間を通しての仮予約は受付けない

（３）使用日が重複する場合は、原則として申込順とする

（利用の優先）

第７条　福祉バスの利用は、「福祉バス使用申込書」の申込順とする。ただし、

申込みが完了後、緊急かつやむを得ない事由により、本会業務上必要とする

場合、会長はその利用を取り消し又は変更することができる。

（福祉バス運行が困難な場合の取扱い）

第８条　天候、災害及び福祉バスの故障、その他やむを得ない事由により、福

祉バス運行をすることが困難又は危険と認められるとき、会長は利用の取り

消し又は変更することができる。

（費用負担）

第９条　福祉バスの使用料は無料とする。ただし、燃料代、有料道路料金、駐

車料金等は、利用団体の負担とする。

　２　第７条及び第８条の事由により、利用取り消し又は変更によって申込

者に損害が生じた場合、その責任を本会は負わないものとする。

（遵守事項）

第10条　福祉バスに乗車中は、運転手の指示に従い、次の行為をしてはならな

い。

　（１）車内での飲酒・喫煙行為

　（２）車内での汚損・破損行為

　（３）この規程に定める規定に反する行為

（弁償責任）

第11条　利用者の責に帰すべき原因による車両（備品を含む）の事故及び破損

等に伴う修繕費、その他損害費用については、会長の指示する方法で弁償さ

せることができる。

（損害賠償）

第12条　福祉バス運行時の事故により生じた損害賠償については、自動車損害

保険及び本会が加入している任意保険の補償範囲とする。

（事故対応）

第13条　福祉バス運行中、不測の事故により生じた損害賠償については、本会

が加入している保険の範囲内とする。

　　２　福祉バスの利用者がこの規程に定める規定に違反し、負傷又は死亡し

た場合は、利用者の責任とする。